

都市計画税

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために、目的税として課税されるものです。

1 課税の対象となる資産

都市計画法による都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋です。

2 納税義務者

1月1日現在における、上記課税の対象となる資産の所有者です。

この場合の所有者とは、固定資産税の場合と同様です。

(注) 固定資産税が免税点未満の人は、都市計画税も課税されません。

3 税率と税額の計算方法

$$\text{課税標準額} \times \text{税率 (0.3\%)}$$

4 課税標準額

(1) 土地

・住宅用地に対する課税標準の特例措置

ア. 小規模住宅用地 価格の3分の1

イ. 一般住宅用地 価格の3分の2

・被災住宅用地の特例、被災代替住宅用地の特例

固定資産税(P.37)と同様に上記住宅用地に対する課税標準の特例を適用します。

(2) 家屋

課税標準額＝固定資産税の課税標準額

5 負担水準及び課税標準額並びに負担調整措置

$$\text{負担水準（％）} = \frac{\text{令和5年度課税標準額}}{\text{令和6年度評価額（×住宅用地特例率(1/3又は2/3)）}} \times 100（％）$$

区 分		負担水準	令和6年度課税標準額
住 宅 用 地	小規模 住宅用地 (200㎡以下の部分)		<u>下記①・②のいずれか低い額</u> ① 令和6年度評価額×1/3 ② 令和5年度課税標準額＋（令和6年度評価額×1/3×5％） ※ただし、②の額が令和6年度評価額の20％を下回る場合は20％相当額とします。
	一 般 住宅用地 (200㎡を超える部分)		<u>下記①・②のいずれか低い額</u> ① 令和6年度評価額×2/3 ② 令和5年度課税標準額＋（令和6年度評価額×2/3×5％） ※ただし、②の額が令和6年度評価額の20％を下回る場合は20％相当額とします。
商業地等の宅地 (非住宅用地等)		70％超	令和6年度評価額×70％（引き下げ）
		60％以上 70％以下	令和5年度課税標準額と同額（据え置き）
		60％未満	令和5年度課税標準額＋（令和6年度評価額×5％） ※ただし、この額が令和6年度評価額の60％を超える場合は60％相当額とし、20％を下回る場合は20％相当額とします。

区 分	負担水準	令和6年度課税標準額
農 地	100％以上	令和6年度評価額
	90％以上 100％未満	令和5年度課税標準額×1.025
	80％以上 90％未満	令和5年度課税標準額×1.05
	70％以上 80％未満	令和5年度課税標準額×1.075
	70％未満	令和5年度課税標準額×1.10

6 納税の方法

納期は固定資産税と同じです。納税通知書も固定資産税と一緒にになっていますので、併せて納めていただくことになります。